

令和3年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金

〔暑さ対策設備等導入事業〕申請チェックリスト

令和 年 月 日

(申請者)

団 体 名：
 役職・代表者名：
 実 施 場 所：

私は補助金の申請にあたり、次の各事項を確認しました。

(申請者情報について)

※ここより右側は
記入しないこと

No	内容	申請者✓	県
1	事業活動を営む法人および個人事業主に該当する（会社は中小企業に限る）		
2	申請者は県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいる		
3	納付すべき税金の滞納をしていない		
4	宗教活動又は政治活動を主たる目的とせず、暴力団関係者にも該当しない		

(申請する補助対象事業所について)

No	内容	申請者✓	県
1	申請者が所有又は使用する県内に所在する事業所である		
2	申請時点で稼働期間が1年以上の事業所である		
3	（事業所が賃貸の場合）所有者の承諾を得ていて、賃貸者の承諾書を添付した		

(様式第1-7号 / 重要事項確認書)

No	内容	申請者✓	県
1	申請者の住所（本社所在地）、団体名、氏名（役職名および代表者名）は登記簿謄本と同一のものを記載した		
2	右上の提出日の記載をした		
3	交付申請額の記載をした （※総事業費でなく、事業計画書（様式第2-6号）で算出した補助金額）		
4	（重要事項確認書について）内容を確認し、該当項目にチェックをつけた		
5	（重要事項確認書について）No.1と同様に登記簿謄本と同一のものを記載した		

(様式第 2 - 6 号)

No	内容	申請者	県
1	事業実施者の情報について、漏れなく入力した		
2	連絡先は、県からの連絡を必ず受信できる電話、メールアドレスになっている		
3	書類送付先については、郵便番号と住所ともに正しいものを入力した		
4	事業期間（目途）を記載した		
5	申請する事業が複数ある場合はすべて入力している		
6	導入予定の設備等の名称、遮熱・断熱性能値、適合基準については、添付書類のカタログで確認できる内容となっている		
7	税理士等に確認のうえ、償却資産台帳（固定資産台帳）に登録する予定年数を施工箇所（屋根、外壁、窓）ごとに入力した ※修繕費で対応する場合等は対象外		
8	事業費内訳については、添付書類の見積書（2社以上の見積書のうち、金額が最も低いもの）で確認できる金額である		
9	入力シートのほか各シートについて漏れなく入力した		
10	換算シートに各年度のエネルギー使用状況を入力した		

(申請添付書類)

No	内容	申請者	県
1	見積書のうち、対象経費に該当するものに「○」、対象外経費に「×」を付ける等、経費の区分がわかるようにした		
2	2社以上の見積書（全て、発行後3か月以内かつ有効期間内であって見積者印のあるもの）を添付した		
3	入力シートに入力した「熱貫流率、日射熱取得率、日射吸収率（または日射熱反射率）」を確認できるカタログ等を添付した		
4	カタログ等は適合基準を満たしていることが確認できるものである		
5	現況設備の写真を添付した（画像データを PowerPoint など加工したもの）		
6	事業所内に空調設備が設置されていることを証明する写真を添付した ※事業所のものであることが確認できない場合は認められません。また、扇風機や乾燥機、スポットクーラーなどは認められません。		
7	県税の滞納がないことの証明の原本（発行後3か月以内）を添付した ※納税免除事業者の場合は、それがわかる資料（定款など）を提出する。		
8	施工場所および面積が確認できる平面図や立面図などを添付した		
9	登記事項証明書原本（発行後3か月以内）を添付した		
10	決算書の写し（直近1年度分）を添付した		
11	（リース事業者、ESCO事業者との連名申請の場合）契約書案等を添付した		

(申請留意点)

No	内容	申請者	県
1	省エネ診断の申込みをした（本補助金との同時申込みを含む）		

2	埼玉県SDGs官民連携プラットフォームへの入会申込みをしているか (ただし、入会対象外の場合を除く。)		
3	申請書類を郵送する際に、申請事業者の担当者の名刺を同封した (※事業者本人からの申請であることを確認するため、名刺等がない場合は 電話で、会社へご担当者様の在籍確認をする場合があります。)		
4	財産処分制限期間(10年間。ただし法定耐用年数が10年未満のものはその法定耐用年数)が終了するまで使用、管理しなかった場合、補助金の返還対象となることを理解している		
5	申請方法について、 <u>信書</u> による郵送するものと電子メールで送付するもので分かれていることを理解している		
6	償却資産台帳(固定資産台帳)に登録しない事業は補助対象外であることを理解している ※修繕費で対応する場合等は対象外		
7	交付決定前に着工している事業は補助対象外であることを理解している		

(審査関連)

No	内容	申請者	県
1	みなし大企業ではない		
2	同一事業所において「CO2排出削減設備導入補助事業(空調設備更新事業に限る。)」を同時申請し、県が相乗効果のある事業と認める場合		
3	「埼玉県SDGsパートナー登録制度」登録事業者である ※埼玉県SDGs官民連携プラットフォームとは別の制度である		
4	申請した事業所においてエコアップ認証を受けている		
5	過去3年以内に省エネ診断(県指定)を受診している		